

大阪樟蔭女子大学利益相反マネジメントポリシー

(平成26年 10月 9日)

最近改正 令和 6年 4月 1日

1. 目的

大阪樟蔭女子大学（以下「本学」と言う。）の役員及び教職員（以下「教職員等」と言う。）が教育・研究及び企業等との産官学連携活動等を推進するにあたり、産官学がそれぞれに有する目的、役割の相違から、本学又はその教職員等について、いわゆる「利益相反(conflict of interest)」が生じる恐れがある。本学は今後、教育研究機関としての自らの公共性、中立性及び倫理性を維持し、かつその透明性を確保するとともに、その説明責任を果たすべく、学校法人樟蔭学園就業規則を遵守し、以って利益相反による弊害の発生を抑制するために大阪樟蔭女子大学利益相反マネジメントポリシー（以下「ポリシー」という。）を定める。

2. 定義

本ポリシーにおいて、各用語を次のように定義する。

- (1) 「広義の利益相反」とは、「狭義の利益相反」と「責務相反」を含んだものをいう。
- (2) 「狭義の利益相反」とは、本学又はその教職員等が産官学連携活動に伴って得る利益と、教育・研究等の大学における責任が相反する状況をいい、以下2つに分類する。
 - ア. 「個人としての利益相反」とは、狭義の利益相反のうち、教職員等個人が産官学連携活動に伴って得る利益と、本学における教育・研究等の責任が相反する状況をいう。
 - イ. 「本学としての利益相反」とは、狭義の利益相反のうち、本学が産官学連携活動に伴って得る利益と、本学の社会的責任が相反する状況をいう。
- (3) 「責務相反」とは、教職員等が兼業活動等により企業等に対し負う職務遂行上の責任と、本学における職務遂行上の責任が両立しえない状況をいう。

3. 基本的方針

- (1) 本学は、産官学連携活動による社会貢献を教育・研究に次ぐ使命とし、産官学連携活動等を推進する。
- (2) 本学は、産官学連携活動等を推進するにあたり、社会から疑念を抱かれないように、公共性、中立性及び倫理性を保持した手続きを定める。
- (3) 本学は、教職員等が安心して産官学連携活動等に取り組めるように利益相反マネジメントに関する適切な学内ルール及びシステムを整備する。
- (4) 本学は、産官学連携活動等によって生ずる利益相反に関する社会への説明責任を果たし、教職員等が安心して産官学連携活動等を推進できるよう支援する。

4. 対象者、対象事項

(1) 対象者

- ア. 本学の役員、専任教職員
- イ. 産官学連携活動等に関わる非常勤の者

(2) 対象事項

- ア. 前項に定める対象者が自らの知的財産権を本学以外の第三者に譲渡又は使用許諾する場合
- イ. 前項に定める対象者が共同研究や受託研究又は奨学寄付金による研究に携わる場合
- ウ. 前項に定める対象者が寄付研究プロジェクト群に参加する場合
- エ. 前項に定める対象者が設備又は物品の供与を受ける場合
- オ. 前項に定める対象者が設備又は物品を購入する場合
- カ. 前項に定める対象者が外部からその他の便益を供与される場合
- キ. 産官学連携活動等に学生が参加する場合

5. 基準

産官学連携活動等を推進する上で生じる利益相反の問題を解決する指針として、以下の3点を利益相反マネジメントの基準とする。

- (1) 教職員等が本学における職務及び利益に関し、個人的な利益を優先させていると第三者から判断されることのないようにすること
- (2) 教職員等が本学以外の活動を優先させることによって、教育面での支障が生じていると第三者から判断されることのないようにすること
- (3) 教職員等が個人的な利益の有無に関わらず、本学以外の活動へ時間配分を優先させていると第三者から判断されることのないようにすること

6. 体制

利益相反マネジメントに関する重要事項を審議する機関として、大阪樟蔭女子大学利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を設置する。なお、委員会に関する規程は、別途定める。

7. 手続き

- (1) 4に定める利益相反マネジメントの対象者は、産官学連携活動等によって生じる利益相反に関する情報を委員会委員長に報告しなければならない。
- (2) 教職員等から提出された情報は、「学校法人樟蔭学園における個人情報の保護についてのガイドライン」、「学校法人樟蔭学園文書取扱規程」に基づき、適正に管理する。
- (3) 利益相反マネジメントに関する手続きについては、別途定める。
- (4) このポリシーに関する事務は、くすのき地域協創センターが行う。

8. 改廃

本ポリシーの改廃は、学長が部館長会の意向を聴いて行う。

付 則

- 1. 本ポリシーは、平成26年10月9日から施行する。
- 2. 本ポリシーの改正は、令和6年4月1日から施行する。